

○京都市職員任用規則第13条の2に規定する人事委員会が必要と認める職について

〔平成14年3月27日
人委議決〕

改正 平成15年8月、12月、17年5月、18年5月、20年2月、21年5月、30年5月、
令和2年2月、令和7年5月

京都市職員任用規則第13条の2に規定する人事委員会が必要と認め
る職について

京都市職員任用規則第12条に規定する選考による採用の職のうち、同規則第13条の2に基づき人事委員会が必要と認める職については、次のとおりとする。

1 人事委員会が必要と認める職の要件

選考による採用の職のうち、下記(1)から(3)までのすべてを満たすものとする。

- (1) 一定数の採用予定者が見込まれるとともに、試験の受験対象者が比較的多数存在している職であり、選考採用者の選抜に当たり、競争試験職と同様の手法の導入が求められる職であること。
- (2) 人事委員会が試験を実施することによって、試験事務の効率化及び受験者の一層の確保を図ることが可能な職であること。
- (3) 人事委員会による競争試験的選考を実施するよう任命権者から要請を受けている職であること。

2 人事委員会が必要と認める職

次に掲げる職とする。

- (1) 免許・資格職
薬剤師、獣医師、診療放射線技師、保健師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、保育士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び自動車検査技師（二級自動車整備士の資格及び大型自動車免許を併せて保有している者をいう。）
- (2) 専門職
福祉施設指導員及び心理職員
- (3) 技能・労務職
- (4) 特別選考職A
一般職（学校事務職を除く。）の係長（任命権者が選考により採用する職の係長を除く。）
- (5) 特別選考職B